

食品の新たな機能性表示制度 における国の関与の在り方について

平成26年5月30日
消費者庁

国の関与の在り方について(案)①

販売前届出制の導入

- 米国のダイエタリーサプリメント制度では届出制が導入されているが、
 - ・ 販売後の届出制であるため、国が製品情報を把握していない期間が生じ得る
 - ・ 機能性表示に係る科学的根拠等が届出・開示対象となっていないこのため、科学的根拠不十分な製品が流通している可能性や、製品の有効性に関する科学的根拠情報が得られない可能性などの問題点がある。
- 安全性や有効性等の根拠情報を含めた製品情報について、事業者は消費者庁に対し販売前の定められた期日までに届出を行うこととする。
- 届出られた情報については、原則として販売前に開示することとする。ただし、合理的な理由から公開されるべきでないもの(製品規格等の機密情報等)を除く。
- 届出られた情報に対しては、販売前から国民が自由にアクセスできるようにし、一般消費者にも理解、活用しやすい形式も整備する(そのような形式による情報についても、届出・開示を必須とする。)。

新制度の規定法令

- 表示事項や届出事項等、新制度の表示に係る基準については、食品表示法に基づく食品表示基準に規定することとする。
- 販売前届出制の導入に加えて、消費者庁が中心になって、食品表示法に基づく収去等、販売後の監視を徹底することにより、新制度の適切な運用を図る。

国の関与の在り方について(案)②

国の評価を受けたものではない旨の表示の在り方

- 米国のダイエタリーサプリメント制度において、非常に小さい文字で国の評価を受けたものではない旨の表示がされた商品が流通している。
- 消費者意向等調査の結果として、製品の前面に表示するなど、目立つように表示してほしいという意見が出ている。
- 機能性表示の内容及び安全性について国による評価を受けたものではない旨の表示については、消費者意向等調査の結果を踏まえ、原則として製品の前面に目立つように表示することとする。

新たな機能性表示制度の名称(方向性)

- 既存の制度との名称の混同を避ける観点から、「保健」、「栄養」の文言は使用しないこととする。
- 新たな機能性表示制度に基づく食品を摂取さえすれば、食生活のバランスを考慮しなくてよいという誤認を与えない観点から、「健康」の文言は使用しないこととする。
- 安全性や機能性に係る科学的根拠等について、一定の基準を満たした製品に、事業者責任で機能性の表示を認めるという本制度の趣旨を踏まえた名称とする。

(参考) 食品表示法の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【新制度】

- ・食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【現行】

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- ・JAS法…品質に関する適正な表示
- ・健康増進法…国民の健康の増進

○ 基本理念 (3条)

- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準

(4条)

○ 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定

- ① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

○ 食品表示基準の策定・変更

～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守

(5条)

○ 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等

(6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等

(8条～10条)

- 違反調査のため必要がある場合
～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等

(11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可
→内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権
(適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任

(15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

罰則

(17条～23条)

- 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

(参考) 表示基準(府令レベル)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施
(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
→上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

(参考)食品表示法の執行の流れ

立入検査等

- ・内閣総理大臣…立入検査、報告徴収、物件提出、収去(第8条第1項)
- ・農林水産大臣(酒類以外の食品)…立入検査、報告徴収、物件提出(第8条第2項) 等
- ・財務大臣(酒類)…立入検査、報告徴収、物件提出(第8条第3項)

※権限の委任 内閣総理大臣→消費者庁長官、都道府県知事等、農林水産大臣→地方支分部局の長・都道府県知事、財務大臣→国税庁長官・地方支分部局の長

表示事項を表示せず
又は遵守事項を遵守しなかった場合

指示
(第6条第1項、第3項)

消費者庁
農林水産省
財務省
(都道府県等)

命令
(第6条第5項)

消費者庁
(都道府県等)

命令違反

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(第20条)

原産地(原材料の原産地を含む。)の虚偽の表示

2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
(第19条)

食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について、食品表示基準に従った表示をしない場合

緊急の必要性

(生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止)

回収等命令
(第6条第8項)

消費者庁
(都道府県等)

命令違反

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科
(第17条)

表示違反

2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科
(第18条)

立入検査等を拒んだとき

50万円以下の罰金
(第21条)

指示・命令

罰則

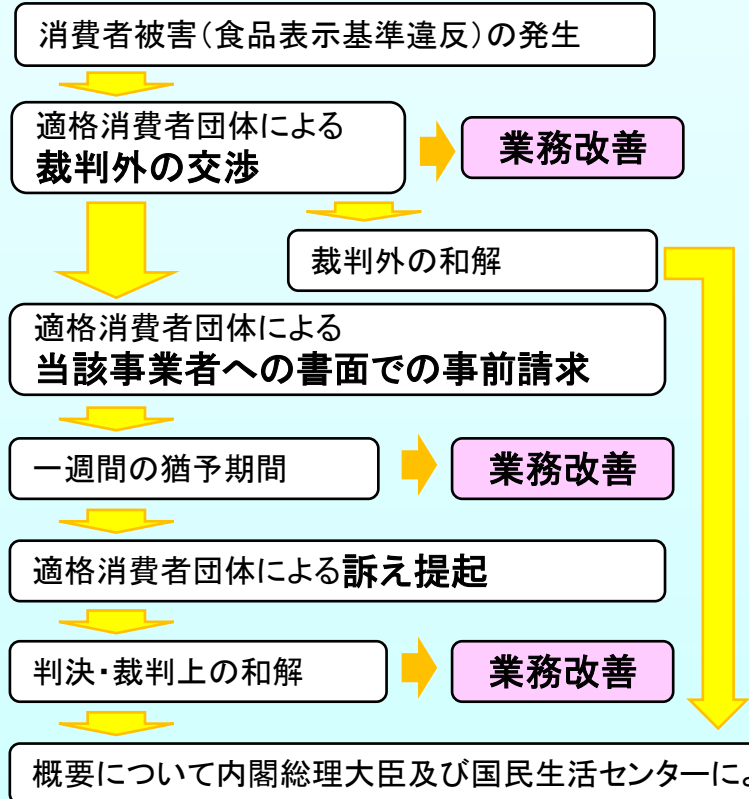
(参考)適格消費者団体の活用等による食品表示の監視・是正の複線化

- 行政による監視執行体制に加え、差止請求制度を新設することにより、表示違反行為を排除する仕組みを複線化。
- 申出制度は、一個人が行政に直接申入を行うことにより、行政の情報収集の端緒となって監視執行体制を補完。

消費者団体訴訟制度(差止請求制度)について

適格消費者団体は、食品関連事業者が、不特定かつ多数の者に対して、食品表示基準に違反し、食品の名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量若しくは熱量又は原産地について著しく事実に相違する表示をする行為を行い、又は行うおそれがあるときは、当該食品関連事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該食品に関して著しく事実に相違する表示を行った旨の周知その他の必要な措置をとることを請求することができる

<差止請求の流れ>



適格消費者団体とは？

内閣総理大臣が消費者契約法に基づき認定。現在全国に11団体。

<認定要件>

- ・不特定多数の消費者の利益擁護のための活動を主たる目的
- ・相当期間、継続的な活動実績
- ・特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人
- ・組織体制や業務規程が適切に整備
- ・消費生活及び法律の専門家確保

等

<内閣総理大臣による監督措置>

- ・更新制、立入検査、認定の取消し

等

申出制度について

- 何人も^(※)、食品に関する表示が適正でないため、一般消費者の利益が害されているときに、内閣総理大臣等に申出

※表示違反行為により被害を受けた消費者本人に限らず、個人、法人を問わず誰でも申出可能。

- 内閣総理大臣等は、申出があった場合には、必要な調査を実施

- 申出内容が事実と認めるときは、
 - ・食品関連事業者に対する是正指示
 - ・表示基準の見直し等の適切な措置を実施

※既に消費者契約法、特定商取引法及び景品表示法において同様の制度を導入